九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

求職者支援と社会保障 : イギリスにおける労働権保 障の法政策分析

丸谷, 浩介

https://hdl.handle.net/2324/1654973

出版情報:九州大学, 2015, 博士(法学), 論文博士

バージョン:

権利関係:やむを得ない事由により本文ファイル非公開(2)

氏		名	丸谷	浩介				
論	文	名	求職者支援と社会保障―イギリスにおける労働権保障の法政策分析					
論文調査委員		主	查	九州大学	教授	野田	進	
			副	查	熊本学園大学	教授	河野	正輝
			副	查	九州大学	教授	山下	昇

論文審査の結果の要旨

ある産業分野で技術変革や景気の後退が生じ、これに属する労働者が企業の人員整理等による離職を余儀なくされることがある。この場合に、労働者が職種や職業を切り替えて別の企業に転職すること、すなわち、労働移動をなすことは、本人や家族にとってもまた社会にとっても必要な課題である。労働者はこうした状況下では失業状態にあるのが一般であるから、スムーズな労働移動を実現するには、一定期間の所得保障が必要であり、かつ、新たな職業への能力開発(訓練)等の求職者支援措置が不可欠である。わが国では、これら所得保障と求職者支援施策は、憲法の労働権保障の一環として保障されたものといいうる。しかし、それらがどのような規範構造から成り立ち、また両者がどのような関係にあるかについて、わが国では議論が乏しく、このために各種の法政策に一貫した原理が成り立たず、しばしば不整合が生じている。そうした問題意識から、本論文は、労働移動を希求する者に対する所得保障と求職活動支援がいかなる法的構造を有し、それがいかなる法規範によって支えられているかを明らかにしようとする。そのために、憲法上の生存権や労働権保障を持たないにもかかわらず、歴史的にその法体系を整備してきたイギリス法を詳細に検討し、さらに、それを通じてわが国の社会保障法学に「求職者法」体系の確立を提唱するものである。

本論文は、序章に引き続く全6章から構成されている。まず序章では、日本法における上記課題を設定した上で、第1章~第5章でイギリス求職者法の歴史的な発展過程と、近年における個別の制度展開を検討し、その上で、第6章で再び日本の議論に回帰し、「求職者法」の理論構想を展開する。以下では、これらの論述に即して概要を示し、審査要旨を示すこととする。

序章では、日本法の状況が確認される。日本では、労働移動を希求する者に対する所得保障法 (生活保護法、特定求職者支援法、雇用保険法)と労働権を実現するための求職者支援施策(雇用 対策法、職業安定法、職業能力開発促進法等々)とが、別個の法制度として成立・発展してきた。 そして、所得保障法では制定法上の権利が基礎づけられている一方、求職者支援を受けることが権 利として確立しているとは言いがたい状況にある。そこで、所得保障と求職者支援を結びつける近 年の政策動向や理論動向をふまえ、一般法としての求職者支援法を検討する必要性が生じてくる。 これが本研究の基本課題となる。

第1章「イギリス求職者法の史的展開」では、救貧法から現在に至る求職者支援と社会保障法がいかなる関係を持ちつつ発展してきたのかが丹念に検討されている。これらの展開を追跡することにより、筆者は、まず、所得保障法について、当初の必要原理からナショナルミニマムの保障へ比重を移し、しかし、その後は従前生活保障から再び必要原理へと回帰したという大きな移行過程を示す。他方、求職者支援については、集団的自由放任主義に基づいた国家は労働市場の需給調整機能に消極的であり、職業能力開発でも後見的な役割しか果たしてこなかったとする。ただ、ブレ

ア労働党政権以降は職業能力開発に積極的な施策を講じ、所得保障と求職者支援との法的な関係(条件関係)を強化させるに至っていることを指摘する。もっとも、この所得保障と就労支援との関係について、イギリスが「ハードなワークフェア国家」であるとわが国では強調されることが多いが、むしろ労働権、生存権といった成文憲法を持たないイギリスにおいて、時宜に応じた失業保障を可能にするための調整原理としてワークフェアが用いられるとの理解を提示している。

第2章「求職者の所得保障法」では、1995年求職者法に基づく求職者手当と2012年福祉改革 法に基づくユニバーサル・クレジットの制度が、受給権者の基本的要件、給付の種類と給付水準等に ついて詳細に紹介されている。それらを通じて、所得保障法と求職者支援とがいかなる関係を持つ かについて、法令、裁判例・裁決例を素材に検討が加えられている。同制度により、イギリスにお ける求職者の所得保障法の特徴として、給付種類と給付対象者の包括性、所得保障法に内包される 就労支援、緩やかな保有資産基準の設定による就労支援等が指摘されている。

第3章「受給要件としての求職活動」では、さらに所得保障給付を受給するための求職活動要件に焦点を当てて、その法的意義がさらに検討されている。ここでは、求職者手当の受給要件としての、受給者誓約の制度が詳しく検討され、その内容、受給者誓約をしないまたはそれに反した場合の制裁について検討される。ここでも、裁判例を検討した結果として、イギリスの特色はハードなワークフェア型ではなく、むしろ求職者の自由を尊重するアクティベーション型であることが指摘される。

第4章「労働市場と社会保障法」では、労働力の需給調整と所得保障法とが検討される。自発的離職等による雇用関係からの離脱は、所得保障法の分野でいかに評価されるか、また求職者の求職条件としていかなる権利保障がなされるかが、裁判例・裁決例を中心に分析される。これらを通じて、労働契約上の辞職の自由が、社会保障法の中でどのように評価されるかが検討され、両者の原理的課題の相違という興味ある論点が浮き彫りにされている。

第5章「求職者支援と社会保障法・労働法」は、求職者の職業能力開発において職業訓練が強制されるのはなぜか、その法的意義と限界について検討するものである。これを通じて、求職者支援は労働市場との関係で柔構造を有するものであり、労働者の適職選択権の保障等、それを標準化することが困難な側面が大きいこと、したがって、求職者支援法は当事者関係から離れた抽象的規律であることはできない個別人格的なものであることが指摘される。

そして、第6章「求職者法試論」は、以上のイギリス法の検討をふまえ、日本の社会保障法において「求職者法」という視点を注入することによって新たな視座をえることが提唱される。そこでは、従来の失業労働法が想定してきた失業者像について、長期失業者等の増加、有期契約労働者等の非正規雇用の増加、部分的失業ともいうべきパートタイム労働者の増加、労働者保護法(被用者保険を含む)の適用を受けない自営(請負)業者等の増加など、現代的な課題をふまえた上での「求職者」像が設定される。つまり、求職者法の法主体は労働移動を希求する者であり、現に職を有しながらも、より安定的でよりよい労働条件の就労への移動を求める者をも対象としており、「失業」という状態にある者ではなく、求職の意思を有する者の法的権利を構想するとする。そして、求職者法の前提条件として、市場従属性からの緩和、適切な生活保障の権利、就労可能性の社会関係モデル、雇用労働の相対化といった点を志向する。その規範原理は社会的包摂等にあり、憲法13条、25条、26条、27条を規範的根拠とする。その法体系として労働市場法、生活保障法、就労支援法、苦情解決・権利救済法から構成される。

以上のように、本研究は、第1に、社会保障分野の中に、所得保障の対象としての「失業者」の概念に代えて、より積極的な「求職者」という新しい法主体像を提示しこれを基礎とする法領域の確立を迫ろうとするものであり、新規性に富んだ刷新的なものである。第2に、むしろ憲法的裏

付けを持たないイギリス求職者法を研究対象にするという方法により、日本において同法の課題と 構想の普遍的価値を描き出すことに成功している。第3に、イギリス求職者法の研究それ自体につ いても、文献だけでなく行政の原資料や実情調査を踏まえた堅実なものであり、独自の視点や解釈 を打ち出すことに成功している。

公聴会では、求職者法の主体概念(「労働移動を希求する者」)の曖昧さ、「法政策分析」という研究手法の不明確さ、求職者法の各論的・具体的内容のあり方その他について突っ込んだ質疑応答がなされた。もっとも、それらの疑問点は本研究の上記成果を損なうものではなく、今後のさらなる理論構築の検討課題として活かされるべきものと評価することができる。

以上により、論文調査委員は、本研究について博士(法学)を授与するに十分な学術的価値を有するものと判断する。